

金沢市木質バイオマスストーブ設置費補助金交付要綱

平成20年4月 1日 決裁

一部改正 平成21年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として、木質ペレット又は炭を燃料とするストーブ(以下「ストーブ」という。)の普及を促進するため、当該ストーブの設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、本市内に住所を有する者又は本市内で主に活動する町会その他の市長が適当であると認める団体であって、本市内に存する住宅若しくは事業所又は活動施設(団体の活動のために使用する集会所その他の施設をいう。)にストーブを設置するもの(以下「設置者」という。)に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、ストーブを購入した日の属する年度内に当該ストーブの設置を完了しない者又は市税を滞納している者に対しては、補助金は交付しないものとする。

(補助金の交付の対象となるストーブ)

第3条 補助金の交付の対象となるストーブは、次の各号に掲げる要件のいずれをも備えるストーブとする。

- (1) 木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。)又は炭(木材を蒸し焼きにして作ったものをいう。)を燃料として使用するものであること。
- (2) 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。
- (3) 未使用のストーブであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入に要する費用の額の2分の1に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、50,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の建物につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、ストーブの設置を完了した日から起算して15日を経過する日(その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日とな

る場合にあつては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日)までに、金沢市木質バイオマスストーブ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請をした者に通知する。

(手続代行者)

第6条 設置者は、前条の交付申請の手続を、ストーブの販売等をする者に代行させることができるものとする。

- 2 交付申請の手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、前項の規定により依頼された手続の代行を速やかに行うものとする。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続きの代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日以後にストーブを設置する者に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に設置されるストーブにつき適用する。